

令和3年改正個人情報保護法の施行に伴う神奈川県情報公開・個人情報保護審議会への諮問・報告事項の整理について

令和4年度まで（神奈川県個人情報保護条例）

項番	区分	内容	諮問/報告	条文	審議会の関与
1	情報公開制度	情報公開制度の改善に関する施策	諮問	公開条例30条2項	実施機関は、情報公開制度の改善に関する重要な施策の立案及び実施に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。
2	情報公開制度	情報公開制度の運用状況	報告	-	情報公開制度の運用状況について審議会に報告する。
3	個人情報保護制度	要配慮個人情報の取扱い制限	諮問	個情条例6条	正当な事務事業のため例外的に信条、病歴等の要配慮個人情報を取り扱う必要があるときは、あらかじめ審議会の意見を聴く。
4	個人情報保護制度	本人収集原則の例外	諮問	個情条例8条4項9号	8条4項1号から8号までに規定される本人収集原則の例外事由に該当しない場合で、相当な理由があると認めて本人以外から収集するときは、あらかじめ審議会の意見を聴く。
5	個人情報保護制度	収集したときの取扱い目的以外の目的による利用、提供の制限	諮問	個情条例9条2項9号	9条2項1号から8号までに規定される目的外利用・提供の例外事由に該当しない場合で、相当な理由があると認めて目的外の利用、提供を行う場合には、あらかじめ審議会の意見を聴く。
6	個人情報保護制度	県の機関における個人情報のその他の取扱い	-	-	諮問対象外
7	個人情報保護制度	個人情報の取扱いに関する苦情の処理	諮問	個情条例17条2項	実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の処理をするに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
8	個人情報保護制度	個人情報保護制度の改善に関する施策	諮問	個情条例50条	実施機関は、個人情報保護制度の改善に関する施策の立案及び実施に当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

令和5年度から（令和3年改正個人情報保護法施行後）

諮問/報告	条文	審議会の関与
→	○ 変更なし	
→	○ 変更なし	
→	諮問	<p>県の機関は、個人情報の取扱いに当たり個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。</p>
→	個情法129条施行条例14条1号	
→	諮問	<p>県の機関は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。</p>
→	個情法129条施行条例14条2号	
→	諮問	<p>県の機関は、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策の立案及び実施に当たり必要な措置を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。</p>
→	個情法129条施行条例14条3号	

令和4年度まで（神奈川県個人情報保護条例）

項番	区分	内容	諮問/報告	条文	審議会の関与
18	住民基本台帳	違反行為に対する中止命令	諮問	住基法30条の38 5 項	契約条件としての住民票コードの告知要求禁止規定違反、及び住民票コードのデータベース構成禁止規定違反に対する「中止等の勧告」に従わない者に対し、「中止命令」を行う場合にあらかじめ審議会の意見を聴く。
19	住民基本台帳	本人確認情報利用・提供条例に規定する事務	諮問	住基法30条の40 2 項	住民基本台帳法施行条例に新たな事務を規定する場合、当該事務が基準に合致するか、あらかじめ審議会の意見を聴く。
20	住民基本台帳	セキュリティ対策	報告	-	住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について審議会に報告する。
21	住民基本台帳	本人確認情報利用・提供状況	報告	-	知事の本人確認情報の利用及び提供の状況について報告する。
22	住民基本台帳	苦情処理	報告	-	本人確認情報処理事務に関する苦情の処理に関し、苦情処理体制のあり方や具体的な問題の処理、県の対応すべき改善策等について審議会に報告する。

令和5年度から（令和3年改正個人情報保護法施行後）

諮問/報告	条文	審議会の関与
→ ○	変更なし	
→ ○	変更なし	
→ ○	変更なし	
→ ○	変更なし	
→ ○	変更なし	

審議会の諮問事項に関する法令

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抜粋）

第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

※ 第三章第三節：地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）

個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日）条例第63号（抜粋）

（審議会への諮問）

第14条 法第129条の規定により、県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- （1） 個人情報の取扱いに当たり個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置を講ずる場合
- （2） 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合
- （3） 個人情報の保護に関する制度の改善についての施策の立案及び実施に当たり必要な措置を講ずる場合